

2022年度 幼保連携型認定こども園 正和幼稚園

1.施設運営主体

事業者の名称	学校法人 正和学園
代表者氏名	理事長 齋藤 祐善
法人の所在地	東京都町田市山崎町2261番地1
法人の電話番号	042-791-2746

2.利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	幼保連携型認定こども園 正和幼稚園		
所在地	東京都町田市山崎町2261番地1		
電話番号	042-791-2746		
管理者名	園長 大崎 志保		
利用定員（年齢別）※参照	0歳児 3号 - 名	3歳児 1号 15名 2号 55名	学級数2
	1歳児 3号 - 名	4歳児 1号 15名 2号 55名	学級数2
	2歳児 3号 18名	5歳児 1号 15名 2号 55名	学級数2
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。		
第三者評価の概要	外部監査法人による監査及び第三者評価機関による評価を実施しています。		
職員への研修の実施状況	内部研修 年6回、外部研修年6回程度実施		
認可年月日	(認可幼稚園)昭和44年2月17日 (こども園認定)平成27年4月1日		
	(幼保連携型認定こども園)令和4年4月1日		
事業所番号	1326414		

※利用定員は、実情に合わせて変動します。

3.施設の目的・運営方針

事業の目的	2歳児から5歳児までの幼児教育・保育を行う。
理念	<p>基本理念『いきいき』 私たちは、こどもたちがいきいきと躍動感にあふれる姿を見せることこそが健全な保育が実施されている証明になると信じます。 こどもの成長・発達に寄与する人はすべて保育者と考えます。</p> <p>保育方針『こども中心』 ①こどもたちは健全に育つ力を持っています。 ②こどもたちは素敵な学び手です。 ③こどもたちは未来を築く参加者の一員です。 ④好奇心、創造力、感動力において、こどもたちは大人の知らない世界を感じとっています。 ⑤多様性こそが、力強く新しい未来をつくる大きな要因です。 私たちは、これらの事実を認め、こどもの育ちを中心に保育を展開します。</p> <p>保育目標 ①それぞれのいのちを、こころ、からだ、自然から感じとり大切にします。 ②居心地のよい、安心できるこの場所で、「私は、私である」ことを実感します。 ③社会の一員として、つながりあい、影響をあたえあいます。 ④相手の想いを聴き入り、自分の想いも伝えます。 ⑤試して、工夫して、つくりだす経験をします。自分なりに納得するまで探究します。</p> <p>運営方針 ①人や社会、自然や文化との積極的なふれあい体験を進めます。 ②食育を重視し自園方式による完全給食の内容を充実する ③子育て支援活動を充実させ、定例的に開催します。</p>

4.施設・設備等の概要

敷地	全体	3389.74㎡		
	園庭	1754.18㎡		
建物	構造	RC構造		
	延べ面積	997.70㎡		
施設の内容	2歳児室	1室	調理室	1室
	保育室	6室	あかちゃんケアルーム	1室
	遊戯室	1室	職員室	3室
設備の種類	冷暖房、床暖房、防災井戸、学校110番、防犯カメラ、オートロック、感染症対策空気清浄機など			

5.職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長(園長)	園務をつかさどり、所属職員を監督	1名	
副園長	園長を助け、園務の一部を整理、園長代理	1名	
主任保育教諭	園長を助け、園児の保育をつかさどる	1名	
保育教諭	1・2・3号児の園児の保育	20名以上	7名以上
幼稚園教諭	主に1号児保育時間部分の園児の保育		
保育士(保育従事者)	主に2・3号児保育時間部分の園児の保育		
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う	1名以上	2名以上
事務員	園運営に関わる事務	1名	
園医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う		1名
園歯科医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う		1名
園薬剤師	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う		1名

※当園では、「新制度認定こども園」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

その他2022年度は看護師を配置します。

※設置基準を満たす関係上、設置人数が前後する場合があります。

6.保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7:00から19:00
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日 1号児 土、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日、長期休暇(春・夏・冬)あり、その他園の定める日

7.保育を提供する時間

1号児	教育時間	10:00から14:00
	一時預かり保育時間(幼稚園型)	月～金 7:00から9:59、14:01から19:00/土、長期休暇中 7:00から19:00
2・3号児 保育標準時間認定	保育時間	7:00から18:00
	延長保育時間	18:01から19:00
2・3号児 保育短時間認定	保育時間	8:30から16:30
	延長保育時間	7:00から8:29、16:31から19:00

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育・教育要領を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

①保育・教育の提供

前項7に記載する時間において、保育を提供します。

②特定教育の提供

園内環境を生かし、ゲストティーチャー（外部講師など）を活用した体験・探究教育を行います。

③その他

一時預かり事業（幼稚園型・一般型・学童）・子育て支援事業・外国籍児童の受け入れ・

障がい児保育（インクルーシブ保育※）など

※インクルーシブ保育とは、障がいを持った子どもや、多様な文化背景を持つすべての子どもたちと同じ空間で子どもたち1人ひとりを尊重することを前提とした保育・教育実践。

9. 食事の提供方法等について

①食事の提供方法

管理栄養士監修による、給食・おやつを用意いたします。自園調理をしています。

②食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事などに併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	補食
2歳児	10:00頃(主に水分補給)	11:30頃	15:10頃	18:10頃
3歳児		12:00頃	15:10頃	18:10頃
4歳児		12:00頃	15:10頃	18:10頃
5歳児		12:00頃	15:10頃	18:10頃

③アレルギー対応状況

・除去食及び代替食（家庭から持参の場合もあり）に対応しています。

・食物アレルギー児で除去食などの対応が必要な場合は必ずお申し出ください。（医師の「生活管理指導表」をもとに、園長・主任・管理栄養士との面談をした上で、除去食などの対応を決定します）

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限り園児の状況に合わせていきますので、あらかじめご相談ください。

・食物アレルギー対応マニュアルあり。

④その他衛生管理等

・集団給食施設届出を町田保健所へ提出しています。

・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

・日々の健康管理、確認及び細菌検査の実施（1月に1回）による調理従事職員及び保育従業職員の健康管理を徹底しています。

・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金（別表参照）

①支給認定を受けた市町村が定める保育料

②特定保育料（1・2号児）

③給食費

④実費徴収金

※保育料の「納入は口座振替をご利用ください。（引落日毎月27日）

※実費徴収は電子決済にて徴収します。

11. 利用の開始について

当園では、町田市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

①利用児が小学校に就学したとき

②利用児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③保育料等の納入が3ヶ月以上滞ったとき

④その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

内科健診：入園前健診と年二回の健診を行います。

歯科健診：年一回の健診を行います。

	内科	歯科
医療機関の名称	はやしくリニック	村岡歯科医院
医院長名又は医師名	森 俊 夫	村岡 良夫
所在地	町田市忠生2-28-7	町田市小川1-6-12
電話	042-793-3055	042-795-7969

14. 緊急時の対応方法

・37.5℃以上の発熱や、嘔吐、下痢など、また発熱がなくてもお子様の具合が悪い場合は、ご連絡いたします。

（場合によってはお迎えをお願いします）

・緊急を要する場合は、病院にお連れします。

・保護者の方に連絡をとり、確認を行います。緊急連絡先は必ず緊急連絡票にてお知らせください。

（保護者の同意がないと治療が受けられない場合があります。）

・連絡が取れ次第、職員が病院にお連れし、保護者の方にも来ていただきます。

・職員は保険証のコピーを提示して受診します。保護者の方は「保険証」・「乳児医療証」などを持参してください。

・保護者に連絡が取れない場合は、個人カードを参考に、職員がお連れします。ご承知おきください。

・緊急連絡票、保険証の内容に変更がある場合は園にお知らせください。

15. 非常災害時の対策

・非常時に警察に直通の通報装置（学校110番）を設置しています。

・園内にAEDを設置しています。（職員はAED研修もしています）

・警備会社と契約し、警備体制を整えております。

・各門はインターホンにて対応し、施錠しています。

・保護者の方が来園する際には、必ずネームホルダーを付けていただきます。

・町田警察の協力により、子ども達に交通安全・防犯の指導を行っています。（職員研修を実施しています）

・町田消防署の指導のもと、毎月避難訓練を実施しています。

・非常災害時は、できるだけ早いお迎えをお願いいたします。

その際はまず、一次避難場所を園敷地内と定めていますので、園においでください。

（二次避難場所：山崎団地2街区広場／三次避難場所：山崎自然公園）

・警戒宣言が発令された時、震度5以上の時には、園からの連絡がなくとも迎えに来てください。

・災害時に必要な情報が記載できる「子ども・保護者用携帯防災マニュアルブック」を活用しています。

・園内に、3日分の備蓄食料や毛布を用意してあります。

16. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

- ①「独立行政法人日本スポーツ振興センター」
 - ②全日本私立幼稚園連合会・全日本私立幼稚園PTA連合会「JK保険制度（賠償責任保険）」
- ※保育中にケガや食中毒などが発生した場合、上記の機関により療育に要する費用の一部の給付を受けることができます。
(事故の発生状況等によっては保険の適用を受けられない場合もあります)

【独立行政法人日本スポーツ振興センター給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷 疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5000円以上のもの 学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	医療費（給付金の計算方法） 医療保険並みの療養に要する費用の額の4/100（その内1/10は療養に伴って要する費用として加算される分）但し高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害でその程度により1級から14級に区分される	障害見舞金（障害等級表） 3770万円～82万円 (通園中の災害の場合 1885万円～41万円)	
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2800万円 (通園中の場合 1400万円)	
	突然死	学校の管理下において運動などの行為とは関係なしに発生したもの	死亡見舞金 1400万円 (通園中の場合も同様)
		学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2800万円 (通園中の場合 1400万円)

【全日本私立幼稚園連合会・全日本私立幼稚園PTA連合会の「JK保険制度（賠償責任保険）」

1 事故 4 億円 1 名につき 1 億円

17. 虐待防止のための措置に関する事項

- 1 本園は、利用する子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - ①人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - ②職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - ③虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - ④その他虐待防止のために必要な措置
- 2 1-②における虐待等の行為とは、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第25条（第50条において準用する場合を含む。）に規定する行為を指します。
- 3 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる。利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、町田市及び児童相談所等の適切な機関に通告いたします。

18. 守秘義務及び個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として項目19の内容を掲げています。

なお、転園の際には指導要録の受け渡しなどの、個人情報の伝達がある場合があります。

19. 個人情報の取り扱いについて

学校法人正和学園に提出いただきました個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

①学校法人正和学園における個人情報の利用目的

- ・保育環境の情報提供（名簿、おたより、園内外作品展示、園内外写真展示など、その他保育目的に必要と思われる書類、活動、映像、写真、ホームページ、ブログ、SNSなど）
- ・学校、自治体等公共機関との連携
- ・他の幼児教育機関などとの連携
- ・健康診断、既往歴などの情報共有、感染症拡大防止を目的とした医療機関との連携
- ・学校法人正和学園保護者との連携
- ・事務作業を目的とする金融機関、公共機関との連携
- ・園内外活動への参加目的とした情報提供
- ・園内外保育活動における写真などの販売目的
- ・園内外保育活動の紹介おたよりなどへの写真の提供
- ・保育活動の園外発表等における作品、写真などの掲示
- ・企業等からの業務委託を受けて行う情報開示
- ・当学校法人正和学園内において行われる保育・教育実習への協力
- ・教育学発展のための学術的検討
- ・外部監査機関への情報提供
- ・その他学校法人正和学園運営に必要と思われる場合

②当園では、園児、保護者の方の個人情報を、法令に基づく正当な理由がある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者（上記関係者は除く）に提供しません。

③当園では、市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額についての情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。

④当園は、個人情報を厳正な運用体制のもとで管理していきます。個人情報に関する質問などは、学校法人正和学園までご連絡ください。

※行政の指導により内容が変更になる場合があります。

別表

利用者負担金について

■入園料 なし

■月額 ※2021年10月1日現在

	1号認定	2号認定	3号認定	備考
① 基本保育料	0円	0円	月額(市が定める金額)	※1・2号児無償化による変更 (2019年10月より)
② 特定負担額 (特定保育料)	6,530円 ○体験教育活動費 1,530円 ○施設設備費 3,060円 ○施設維持費 510円 ○食育活動費 1,430円	1,530円 ○体験教育活動費 1,530円	0円	
③ 給食費	5,000円	7,500円	保育料に含む	※給食費は年間費用(教育日数分)を12ヶ月で割った金額です。 ※1・2号児の差は保育日数と補食費の違いによります。
合計	①+②+③=1ヶ月の利用者負担金額			

※【徴収方法】・口座引き落とし(前月27日) *事前登録をお願いしています。*小規模保育所(つながり)からの進級の場合も新たに登録が必要になります。

※保育料は、きょうだいカウントの年齢制限がなくなります(3号児きょうだい児がいる場合、2人目半額、3人目無料)

※給食費は保育料と違い、小学校3年生までのきょうだいカウントになります。また年収制限があります。

※給食費は減免対象になる場合があります。

※1号児のおやつ代、または土曜日、長期休暇の給食費は預かり保育料と一緒に別途徴収します。

※1号児特定保育料の食育活動費には、運営費に含まれない食育に関わる費用が含まれています。

※2号児のおやつ代などは副食費に含まれています。

※お住まいの自治体により減免対象になる場合があります。

※物価上昇や行政の指導により2022年4月以降変更になる可能性があります。

※基本保育料、特定保育料、給食費、および施設設備費については、月額12ヶ月で割った金額です。保育日数の変動に関わらず、毎月同額を徴収します。

■実費徴収金について

【入園前諸費用】

- ・1・2号認定：カバン・帽子・用品など一式で8,000円程度
- ・3号認定：布団シート 帽子・ファイルなどで一式5,000円程度
- ・3歳児クラスに進級する時には1・2号認定の準備が必要になります。
- ・教材などはほぼ園で購入し、共同で使用します。

【入園後諸費用】

- ・施設設備費(バス利用者のみ) 月額4,000円
※特典：きょうだいと同時に通園される場合は2人目以降のお子様の施設設備費を2,000円に減免します。
- ・一時預り保育料金(幼稚園型Ⅰ)(1号認定利用者のみ)
幼保連携型認定こども園 正和幼稚園では、1号認定の園児を対象に教育時間外の一時的預かり保育を行っています。
土曜日や長期休暇も利用可能です。
 - ・対象者：1号児の在園児
 - ・実施日：通常保育日・土曜日
長期休暇日(夏期・冬期・春期)・・・詳細はそれぞれの時期の前にお知らせします。
 - ・預かり時間：月～金曜日 7:00～10:00 / 教育時間終了後(14:01)～19:00
土曜日・長期休暇(春・夏・冬) 7:00～19:00
※土曜及び長期休暇中は終日預かり保育になります。
※土曜及び長期休暇中の利用は通常の保育料(12か月納付)以外に一時的預かり料金がかかります。

・料金・保育料

100円/30分毎

おやつ料金(100円) ※15:10以降の一時預かり保育利用の時、喫食の有無に関わらず、料金がかかります。

軽食料金(100円) ※18:10以降の一時預かり保育利用の時、喫食の有無に関わらず、料金がかかります。

※9:30～9:59と14:01～14:30は登降園時間のため料金はかかりません。

また、園バス利用の園児で、園バス乗車時間によって預かり保育と重なる時間帯は、預かり保育料として園バス料金に含まれておりますのでご了承ください。

給食費(250円/食) ※長期休暇日および土曜日利用の場合、料金がかかります。

*予約の取り消しにはキャンセル料がかかる場合があります。

・延長保育料金(2・3号認定利用者のみ)

2・3号児を対象に、早朝と夕方に延長保育を行っています。(保育所の延長保育と同様です)

・対象者：2・3号児の在園児

・実施日：保育・教育を提供する日

※2,3号児には長期休暇日はありません。

・延長時間：月～土曜日

保育短時間 7:00～8:29 及び 16:31～19:00

保育標準時間 18:01～19:00

・料金・保育料 *市民税非課税世帯等は、申請により減免する制度があります。

100円/30分毎

軽食料金(100円) ※18:10以降は喫食の有無に関わらず料金がかります。

※延長保育時間は、その日の活動に合わせ、ゆったりと過ごせるような配慮をいたします。

・学年別実費徴収金

(徴収例) *年度によって変動します。

収穫体験実費 年間1,200円程度

田んぼ体験費 年間200円程度

よるのようちえん代(5歳児のみ) 2,500円程度

卒園アルバム代(5歳児のみ) 5,000～6,000円程度

その他・衛生費など 詳細決定次第、その都度お知らせします。

※正和幼稚園では、用品代の負担軽減に努めています。

※本納付金額は市町村の方針や物価変動によって変更する場合がございますのでご了承ください。

※【徴収方法】・電子決済都度又は月締め *事前登録をお願いしています。

*小規模保育所(つながり)から進級の場合も新たに登録が必要になります。